

## 本号で公布された条例のあらまし

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十五号）

（人事課）

### 一 趣旨

平成三十年十月十八日付けの埼玉県人事委員会の職員の特殊勤務手当についての意見に基づき、職員の特殊勤務手当を改定するための改正

### 二 内容

夜間看護手当の額の引上げ

### 三 施行期日

平成三十一年一月一日